古代地方都市論 多質城とその周辺

平川南

Report on Provincial City of Ancient Japan

❷多賀城にみる都市的諸要素●古代地方都市の条件

3多賀城と都市概念

[論文要旨]

一九八七年に開催された国立歴史民俗博物館の共同研究「古代の国府の研究」の総括シンポジウムでは、国府における都市的機能や地域的広がりいわゆる国府域を設定されたことは注目すべきである。さらに、都市成立の諸条件とされた方格地割が確認されたことは注目すべきである。さらに、都市成立の諸条件とされる方格地割が確認されたことは注目すべきである。さらに、都市成立の諸条件とされる方格地割が確認されたことは注目すべきである。さらに、都市成立の諸条件とされる方格地割地域における地区構成と各地区の計画的建物配置、交通体系の結節点、都市祭祀空間の設定、生産体制の集中などの点において、発掘調査等で数多くの成果が得られたのである。しかし先の総括シンポジウムを踏まえて、井上満郎氏は、国府が都市として成立するためには一定の境界概念やさまざまな都市規制が確認されなければならないが、国には郡という行政区画から切り離されたいかなる区画も存在しておらず、つまりは国には郡という行政区画から切り離されたいかなる区画も存在しておらず、つまりは国の総額では都市規制が存在しようがないのであって、国府を古代都市とは考えられないと話者とない。

の4。 そこで、国府における都市規制の条件について検討した結果、大略は次のとおりで そこで、国府における都市規制の条件について検討した結果、大略は次のとおりで

異なる条件を整えていたであろうという見通しを立てた。

多賀城前面地区における方位規制は大路・小路と建物および溝などに及んでいる。
多賀城前面地区における方位規制は大路・小路と建物および溝などに及んでいる。
多賀城前面地区における方位規制は大路・小路と建物および溝などに及んでいる。

課題としておきたい。

「課題としておきたい。

「おり、多質域は、いまだ不確定要素を含みながらも、」

「以上の点を総合的に判断するならば、多質域は、いまだ不確定要素を含みながらも、」

●古代地方都市の条件

ように整理された。 お市研究は、現在、最も重要なテーマの一つとして、各分野の研究者 がよりの共同研究の大テーマ―都市に関する生活空間の史的研究―として取り組んできた。その第一期の共同研究「古代の国府の研究」のまとによって推し進められている。国立歴史民俗博物館においても、創設当によって推し進められている。国立歴史民俗博物館においても、創設当によって推し進められている。国立歴史民俗博物館においても、創設当によって推し進められている。国立歴史民俗博物館においても、創設当によって表

概念のなかに、 ける都市的機能を否定する見解が提案された。また、 に方格地割遺構を確認することができなかった。その点から、 周防国府跡をはじめとして、 国立歴史民俗博物館において開催)においても、この点が論議の中心と 同研究「古代の国府の研究」の総括シンポジウム(一九八七年三月八日) 存否が国府の都市条件の根幹として論ぜられることもあった。歴博の共 理学の研究者によって方八町などの方格地割の存在が指摘された。その なった。一九八七年までの時点においては、方格地割の代表例とされた 都市概念およびその具体的諸条件について検証を試みる必要があるであ その都城を模した諸国における地方行政の中心・国府についても、 の基礎にもつものと広く捉えておく必要があるとされたのである。 ろう。その具体的諸条件とは、 つの分野を総合できるような、 都城の都市計画の根本をなすものは、方格地割である。従来、歴史地 我々の使用すべき都市の概念は、歴史地理学・考古学・文献史学の三 古代の日本において、その都市の典型を中央の都城に求めるとすれば、 比較的大規模な人口をもち、 地域的広がりや規模を認識することに対しても、 発掘調査の成果は、古代の八・九世紀段階 主要なものは以下のとおりと考えられる。 農村と対比されるべき人間の居住区とし 非農業的な産業―商業と工業―とをそ 古代の国府という 国府にお 否定的 その

な意見も提案された。

しかし、このシンポジウムにおいても、例えば、鬼頭清明氏は、国府ということを問題にせずとも、そういった域というものを設定がどうかということを問題にせずとも、そういった域というものを設定があるがとうかということを問題にせずとも、そういった域というものを設定がある。また、事者も、国府として存在する、すなわち、それこそが国府域であって、それが方区画として存在する、すなわち、それこそが国府域であって、それが方区画として存在する、すなわち、それこそが国府域であって、それが方区画として存在する、すなわち、それこそが国府域であって、それが方区画として存在する、すなわち、それこそが国府域であって、等別の行政は、中心的施設とその問題にせずとも、そういった域というものを設定がどうかということを問題にせずとも、そういった域というものを設定することができるのではないかと指摘した。

て、大きな成果が得られている。ところで一九八七年以降の全国各地における国府跡の発掘調査によっ

認められるのである。が、少なくとも八世紀後半段階には、多賀城の前面に方格地割が確実に模な調査によって、多賀城創建当初(八世紀前半)までさかのぼらない模な調査によって、多賀城創建当初(八世紀前半)までさかのぼらない

らない。おける全体の地区構成と各地区の建物配置などを明らかにしなければなおける全体の地区構成と各地区の建物配置などを明らかにしなければなその方格地割の実態の検討も必要である。すなわち、方格地割地区に

系を明らかにせねばならないであろう。
・の意味から、国府と道・港津・河川などとの関係から、交通体のことにより都市の成熟度を飛躍的に増大させることが可能となるのでることによって、行政・軍事および経済活動などを円滑に運用させ、そる市成立の重要な条件の一つは、あらゆる交通体系の結節点に位置す

市を空間的構成としてとらえた例を聞かない。は文献史料上からの研究がもっぱらで、いまだ発掘調査によって地方のこの交通体系とも密接に関連するのが、市の存在である。市について

なるのではないか。

さらに、古代の都市空間を検証する上で、欠かすことができないのは、さらに、古代の都市空間を授握するのみではなく、古代国家が形成した都市祭祀が地方社会の中心的場としての国府において、いかに実施されたか、その祭祀等のの中心的場としての国府において、いかに実施されたか、その祭祀等のの中心的場としての国府において、いかに実施されたか、その祭祀等の本ではないのは、方格地割等によって、視覚的都市祭祀がかって、社覧的都市で間を検証する上で、欠かすことができないのは、

ほかにない。しては、現状では大宰府を除くと、陸奥国府の置かれた多賀城をおいてしては、現状では大宰府を除くと、陸奥国府の置かれた多賀城をおいて以上のような地方都市形成の諸条件を具体的に検証するフィールドと

件を満たしているかどうかを検討してみたい。かつ都市の要素をさらに広げながら、古代の多賀城は地方都市という条に全面的に依拠しながら、改めて、古代地方都市論として構成し直し、小論では、発掘調査成果については、以上の報告書と『多賀城市史』

❷多賀城にみる都市的諸要素

①多賀城以前の状況

跡群が存在している。 跡の南西から南東にかけて、新田・市川橋・高崎遺跡などの大規模な遺跡の南西から南東にかけて、新田・市川橋・高崎遺跡を中心として、多賀城ており、海抜約五メートルを計る。この山王遺跡を中心として、多賀城田七北田川と砂押川によって形成された東西に長い自然堤防上に立地しメートル、南北約一キロメートルの広範囲にわたる遺跡である。遺跡はメートル、南北約一キロメートルの広範囲にわたる遺跡である。遺跡はメートル、南北約一キロメートルの広範囲にわたる遺跡である。遺跡は

北大路が発見された。

北大路が発見された。

本大路が発見された。

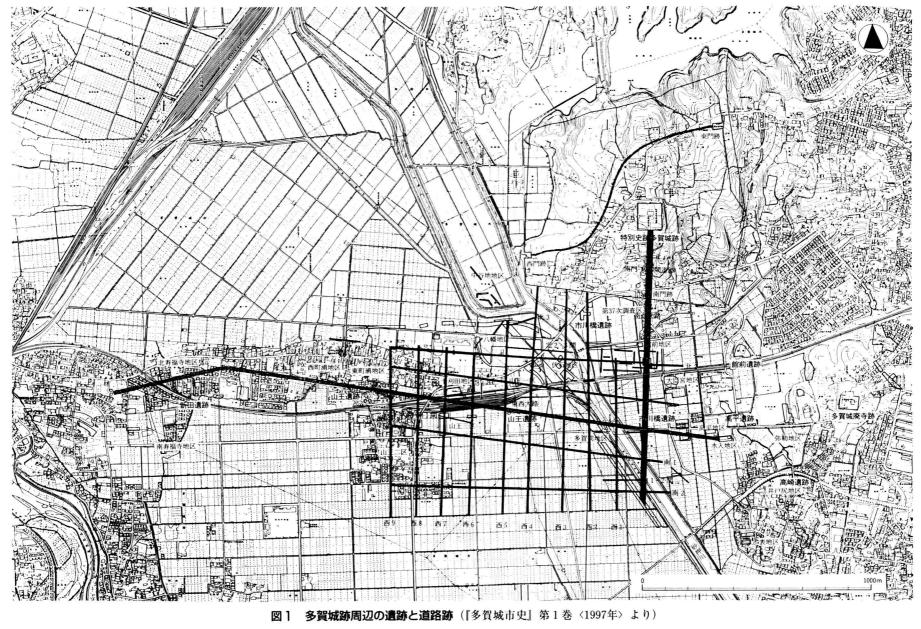
本の一二メートルの道路跡が発見され、さらに一九八八年の第八次調査では、その一二メートルの道路跡の延長が確認され、新たにこの道路から分岐その一二メートルの道路跡が発見され、さらに一九八八年の第八次調査では、一二メートルの道路跡が発見され、さらに一九八八年の第八次調査では、一二メートルの道路跡が発見された。

が明らかになったのである。

が明らかになったのである。

が確認され、多賀城前面に大規模な方格地割が形成されていたこと
南北道路は南北大路から西へ九条(政庁中軸線から約一一〇九メート 賀城外郭南辺築地跡から南へ六条(外郭南門から約八四〇メートル)、

官衙遺跡が相ついで多賀城の南と北で発見された。一つは、南の仙台市しかし、近年の発掘調査によって、多賀城創建に先行する七世紀代のれた。そして、多賀城の地は在地勢力の希薄な地とみられていた。よれば、多賀城は、奈良時代前半、律令国家の最北端に建てられたとさよれば、多賀城跡の本格的発掘調査が開始された一九七〇年代頃までの通説に多賀城跡の本格的発掘調査が開始された一九七〇年代頃までの通説に



図] 多賀城跡周辺の遺跡と道路跡(『多賀城市史』第1巻〈1997年〉より)

明らかになった。(5) 明した。第1期の七世紀中頃という年代は、全国の官衙遺跡のなかでも 期は七世紀半ばから末頃まで、第Ⅱ期は七世紀末から八世紀初頭頃と判 郡山遺跡である。これまでの調査の結果、 から九世紀後半までつづく官衙遺跡であり、 その遺跡は、 最古に属する。もう一つは、多賀城よりも北の古川市名生館遺跡である 大崎平野の西北端に位置し、 二時期の遺構が重複し、 発掘調査によって、七世紀末 四時期の遺構があることが 第 I

山王遺跡八幡地区の発掘調査では、古墳時代後期(七世紀前半)の一〇 従来の予測とは異なる大規模な開発情況を確認できる。多賀城跡の西南、 木製品である。柄香炉は、 ○軒をこえる大規模な竪穴住居跡群と注目すべき遺物を出土している。 遺物のなかでも、 さらに、多賀城の置かれた地においても、多賀城設置以前の様相は、 特筆されるのは、 仏前で香をたきしめるための香炉に柄をつけ 金属器の柄香炉を模した黒漆塗の

底面を焼いている。 凹みを連続して二列につけ、さらに凹みの 部を削り、 の肋骨を半截したものである。内面の髄質 土している。これらの卜骨は、馬ないし牛 て携帯できるようにしたものである また、多賀前地区では、多量の卜骨が出 四×七ミリメートルの長方形の

(宮城県教育委員会)

図 2 柄香炉 山王遺跡八幡地区 基礎地業SX一 の遺構の存在が明らかになってきている。 で検出された。これらは岩盤(凝灰岩) どがある。 築地跡二、築地の基礎地業一、横穴墓三な 外郭南門地区西半部で検出した遺構は、 方、多賀城跡内においても、 横穴墓は、 五六二の下層から三基並ん 調査区西端で築地の 創建以前

> 除去しただけであり、検出した三基(SP一五五九、一五六〇、 露出する南斜面に構築されている。この調査は築地基礎地業を部分的に 一)のほかにも横穴墓が分布して群を形成する可能性がある。 一五六

八世紀前葉までの間と考えられる。 と墓前祭の土器の検討により、 遺構の重複から知られる下限年代とSP一五五九・一五六〇の構築時 両横穴墓の年代はおよそ七世紀後葉から

賀城の地に七世紀前半において、 される大規模かつ多様な都市祭祀は、都城における律令祭祀の導入によ である祭祀空間の形成がなされていたことを意味しているのであろう。 ることは間違いないが、 いたといえるであろう。例えば、多賀城創建後の前面地区の各所で確認 方都市〟としての整備の前提条件が、多賀城創建以前にすでに備わって 力による一定の開発が行われた地であり、以下に述べるような〝古代地 以上の諸例からも、 多賀城の地は、多賀城創建以前において、 創建前の多賀前地区の多量のト骨の存在は、多 すでに都市的機能の重要な条件の一つ 在地勢

2方格地割

まっすぐ延びるメインストリートで、 南北の小路が多数発見されている。南北大路は、 や幅約一二メートルの東西大路をはじめ、 方向は政庁中軸線と同じくN-一度四分-Eである。 多賀城跡の南西部にあたる微高地では、 いわば多賀城の朱雀大路である。 幅約二三メートルの南北大路 幅三~八メートル程の東西 南門から南に向かって

トルの道路である 南北の小路は、南北大路を基点に約一・一キロメートル西まで九条が 一致し、その約五町 方、東西大路は、多賀城南辺築地(E-七~八度-S)と方向が (約五五〇メートル)南を通過する幅約一二メー

南北大路とほぼ一致している。各小路間の距離は一一○∼一四○ 若干のばらつきが認められるが、

おおよそ真北方

向で、

想定される。

方向は、

メートル程である

道路網の整備と変遷は、 次のようになる

西大路が造られ、幹線道路が整備された。 南北大路とともに、多賀城南辺築地に平行する幅約一二メートル ·期(八世紀後半) 多賀城政庁と南門の南延長上に幅一九メー の東 トル

南北が東西大路をはさんで幅約二六○メートルである 割の範囲は、 で建設され、平行四辺形状を単位とした方格地割が形成される。 れを基準として西側に平行する八条の小路、 てその両側に平行する二条の小路が、一一〇~一四〇メートル程の間隔 Ⅱ期 (九世紀初頭頃) 東西が南北大路から西9小路までの約一・一キロメートル 南北大路が幅二三メートルに拡幅されて、 および東西大路を基準とし 方格地 ٠

された小路の方向は南北大路に直交するもので、Ⅱ期の東西小路との間 西小路が加えられ、 八〇メートルとなる。 に新たに形成された区画は台形状を呈する。地割全体の規模は南北約六 期 (九世紀後半~十世紀後半) 地割の範囲が拡大される。 Ⅱ期の方格地割の南北にさらに東 ただし、 この時期に追加

成は多賀城の機能整備の一環として行われた可能性も考えられるとされ 以上みたように、 このⅡ期は、 九世紀初頭頃に行われたⅡ期の整備で、 城内の実務官衙が急増する時期にあたり、 町並が成立 町並の造

明らかになっているが、そのほかの国府周辺では、現段階でこうした方 格地割の存在は知られていない ところで、 古代地方官衙周辺においては、 大宰府で条坊の存在が 部

(3)地区構成

地として利用されているが、 方格地割の範囲は、 時期によって異なるが、 大部分は掘立柱建物・竪穴住居などを配置 地割内部は、 部分的に畑

> 大路からやや離れた地域では陸奥国内の郡に関わる施設や、 られる。これらの敷地は一町四方の区画全体を占めることが多い。 刈田地区や多賀前地区に国司の館があり、上級の官人たちの住居跡とみ する地域として使われている。東西大路に面した区画では、 工房、 山王遺跡千 下級 一方

国司の館 山王遺跡千刈田地区

く

の役人達の住居が置かれている。

は をものがたっているであろう。 多賀城内でも例がなく、これは明らかに奢侈品であり、 発見された遺物のなかで、 部 に位置する東西九間以上、南北四間の大規模な東西棟四面廂付建物跡 山 この地が重要な施設の中心部であることを示している。 井戸跡二基、土器集積遺構一基などがある。なかでも、 王遺跡第九次調査において、発見した遺構には、 多量の緑釉陶器、 灰釉陶器、 掘立柱建物跡一 この遺跡の性格 中国産陶磁器は 調査区北東 この地区で 九

軸 目される遺物としては、 出土は、この場で日常生活が行なわれていたことを示している。最も注 主要遺構のなかに井戸が存在する点や下駄、 がある。 「右大臣殿 餞馬収文」と書かれた木簡 錘、 櫛などの生活用品の (題

右大臣殿

餞馬収文

通常、 得るであろう で左大臣につぐ重職である。「餞」は文字どおり餞別のことで、「うまの はなむけ」と訓んでいる。「餞馬」は餞別のための馬のこと、「収文」は 『月刊考古学ジャーナル』 全体の内容については、私見によれば、 箋両面の内容は全く同文と判断できる。「右大臣」は太政官の長官 諸国の貢納物に対する中央の役所の受取状のこととして用いてい (拙稿 「多賀城市山王遺跡第9次調査の木簡について」 No. 339 一九九一年)。 次のような解釈が成り立ち 五五)×三六×八



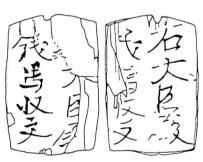


図 5 題**箋軸木簡** (多賀城市教育委員会)

銭馬収文・右大臣殿・右大臣殿

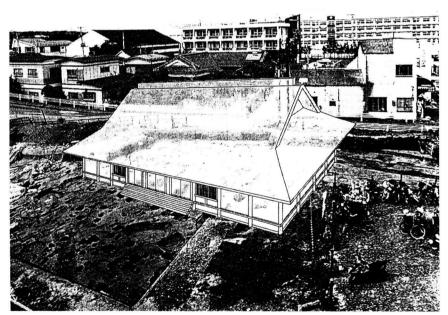


図4 国守館の主屋 遺構と主屋復原図を合成したもの 山王遺跡(多賀城市教育委員会)

陸奥国の最高の贈り物・馬を進上したと考えられる。地方の最高行政官『按察使』が右大臣に昇進するにあたって餞別としてすると、按察使の職を辞するのが常であった。そこで陸奥国守は、東北当時、陸奥国の按察使は大納言までは兼任しているが、右大臣に昇進

もちろん、按察使は在京しているが、陸奥国を任地とする建前から一もちろん、按察使は在京しているが、陸奥国司解文の案文等)に題箋を付して保管していたのであろう。これがのちの陸奥・出羽守から摂関家への貢馬を「餞」と表現したのであろう。陸奥国をのまの陸奥・出羽守から摂関家への貢馬を「餞」と表現したのであろう。陸奥国をであろう。

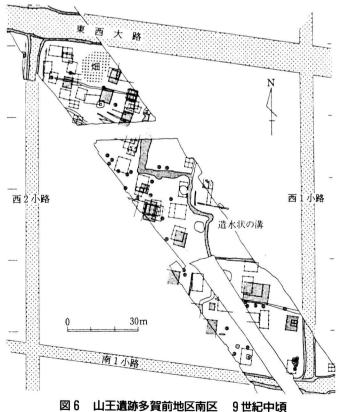
きるきわめて重要な資料である。るし、さらに本木簡によって、国守の館であるという可能性をも提示でるし、さらに本木簡によって、国守の館であるという可能性をも提示でき本遺跡は、遺構・遺物などの考古学的検討からも国司の館と想定でき

してくる時期でもある。中心となる国府においても、しだいに国司の館の役割がその重要性を増制の衰退とともに地方政治が大きく変質を遂げるのである。地方政治のまた、本遺跡の年代は十世紀前半とされている。この時期は、律令体

ロ、国司の館―山王遺跡多賀前地区南区

た。多賀城の東西大路に接する南側で国司館と考えられる遺構が発見され

は基本的に変わっておらず、一貫して区画全体が一つの施設として使わとりでのとりにいるが、各期とも遣り水状の遺構を中心とした建物配置せずに多数の掘立柱建物が配置されていた。九世紀・十世紀の遺構はB1央部を北から南に向かって流れる遣り水状の遺構があり、これとは重複中部一三九メートル、東西一一八メートルの平行四辺形の区画で、中



(『多賀城市史』第1巻より)

れたことがわかる。

庭園を意識したものと思われる。
 直角に屈折する部分があるなど、一般の「遣り水」と異なる点もあるが、近には桝ないし貯水施設とみられる土壙が設けられている。園池がなく、遺り水状の遺構は幅○・五~三メートルの蛇行する溝で、コーナー付

気をうかがうことができる。寝殿造の建物の間を屈曲しながら巡る遣り水が描かれており、その雰囲寝殿造の建物の間を屈曲しながら巡る遣り水が描かれており、その雰囲なお、十三世紀に描かれた『北野天神縁起絵巻』には、菅原道真邸で

や灰釉陶器・緑釉陶器などの高級品が多く含まれることや、遺り水状遺どの多様な日常生活具が出土しており、白磁・青磁・長沙窯系黄釉褐彩出土遺物では、煮沸・貯蔵・供膳用の土器、木製容器、土錘、砥石な

した傾向を示す。 構周辺では供膳用の土器が集中するなど、千刈田地区の国守館跡と類似

と、郡司らを招いての饗宴がここで行われた可能性もある。城」「賀美」「亘理」といった郡名とみられる墨書があることを考慮するなお、遺り水状遺構周辺から出土した多量の供膳用土器の中に「宮

△、官衙地区—山王遺跡多賀前北区

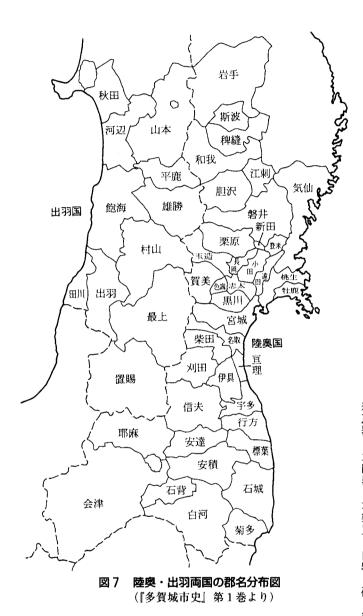
そのうち、九世紀後半のB型期の区画内施設は次のとおりである。東西方向の二条の材木塀によって南部・中央部・北部に仕切られている。である。九・十世紀の遺構はB1~B4期に分けられるが、各期を通して南北一二四メートル、東西一〇九メートル前後のやや台形に近い区画

床倉庫がコの字型に配置している。建物配置および倉庫群の存在から、棟を置いている。さらに、これらを囲むように北側に八棟の小規模な高西棟を主屋とし、その南東に副屋として桁行四間以上、梁行二間の南北東西大路に面する南部では、三面に廂のつく桁行五間、梁行三間の東

公的な色彩の強い空間であると思われる。

とんど調査区外のため不明な点が多い。家政関連の施設が置かれたブロックと考えられる。北部については、ほされている。井戸、貯蔵施設、畑は南部にみられなかった要素であり、されている。井戸、貯蔵施設が配置され、空閑地の一部は畠として利用中央部では、桁行が三ないし二間、梁行が二間の小規模な掘立柱建物

須恵器・土師器、木製皿・曲物、硯、編み台、農耕具、紡錘車などがあ南部・中央部の出土遺物には白磁・青磁のほか灰釉陶器・緑釉陶器・



群のあり方は、まさに多賀城跡の政庁跡に匹敵するほどの官衙遺跡であら考えられる。台地の中央部に位置する四面廂の建物を中心とする建物見された。六棟の建物跡は同一時期に存在しており、多賀城第Ⅲ期以降見された。六棟の建物跡は同一時期に存在しており、多賀城第Ⅲ期以降見された。六棟の建物跡は同一時期に存在しており、多賀城第Ⅲ期以降見された。六棟の建物跡は同一時期に存在しており、多賀城第Ⅲ期以降見された。六棟の建物跡は同一時期に存在しており、多賀城第Ⅲ期以降見された。六棟の建物が開始が開始が開始が開始が開

多賀城跡に密接な関係をもつ遺跡である。

る。

日常生活具が多い点、

高級陶磁器が豊富にある点は、

千刈田地区や

型8 山王遺跡多賀前地区北区 9 世紀後半 (「多賀城市史」第1巻より)

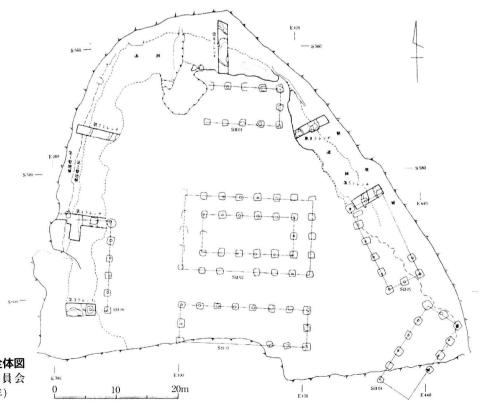


図 9 館前遺跡の遺構全体図 (多賀城市教育委員会 『館前遺跡』1980年) THE THE TENT

ホ、陸奥国内の郡の出先施設

ている。 柱建物跡が存在し、そのほか鍛冶工房跡・井戸跡・畑跡なども確認される。東西大路からは一区画分はなれている。区画内部には小規模な掘立る。東西大路からは一区画分はなれている。区画内部には小規模な掘立

√⑸。 木簡は区画内の中央よりやや南東にある木組みの井戸跡SE三〇三八木簡は区画内の中央よりやや南東にある木組みの井戸跡SE三〇三八

「會津郡

「解文主政益継

案

(二八九)×四六×七

〇六一

えられる。郡の主政の解文の案ならば、本来郡家に保管されるべきであこの題箋軸は、会津郡主政の作成した解文の案を収めたものであると考された題箋部は、五八×四六ミリメートルのやや長方形を呈している。本木簡は、紙の文書を保管する目的で付した題箋軸である。文字の記

を意味しているのではないか。 諸国からの調庸物貢進に際して、まず各国から軽貨物を都に送付し、 調邸はそのための施設として、各国とも都に設けたものである。 この調邸の例を参照にするならば、この「会津郡主政益継・解文案」 と記された題箋軸はおそらく、国府には各郡の出先機関が存在したこと と記された題箋軸はおそらく、国府には各郡の出先機関が存在したこと と記された題箋軸はおそらく、国府には各郡の出先機関が存在したこと を意味しているのではないか。

るが、この題箋軸は陸奥国府・多賀城下の山王遺跡から出土したのであ

(八一○~八二四)で五○○人という。

(八一○~八二四)で五○○人という。

(八一○~八二四)で五○○人という。

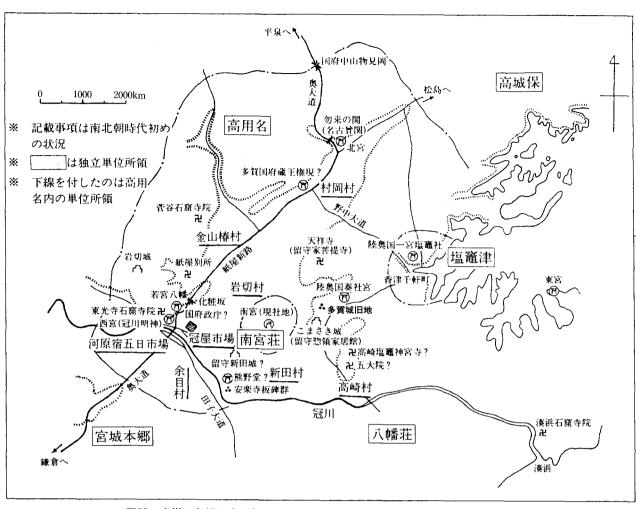
(八一○~八二四)で五○○人という。

(八一○~八二四)で五○○人という。

角状那

図10 題**箋軸木簡「会津郡主政益継」 「解文案」** 山王遺跡伏石地区 (宮城県教育委員会)

OD



図川 中世の多賀国府(『よみがえる中世〔7〕 みちのくの都 多賀城・松島』

八幡付近まで入り込み、

広大な入海= この時代には、

~潟の世界~

をつくっ 往時

古代

・中世の多賀国府周辺では、

今日とはかなり様相を異に

海水が現在の多賀城

方、

河川交通と港湾は次のように想定され

平凡社〈1992年〉より) る河口港であったと考えられる。 Vì 市 残っている。 海水の侵入を示す地名が分布している。 ていたのである。今でも多賀城市八幡・笠神などには、 する景観が広がっていた。 た。 塩入」「塩留」「塩窪」、笠神地区には「船塚」といった地名が

たのである。

湊浜は古代・中世において多賀城・岩切に通じ を合わせ七ヶ浜町の湊浜の地で太平洋に注いで

加

(砂押川)

かつて冠川

(七北田川)

は岩切・

新田から東流し

例えば、八幡地区に

もっている。 でもなく国府津の宛字である 港でもある。そこには今も「香津千軒」(「香津町」 現在残っている)と伝えているところがあり、 波静かで外洋船も停泊できる塩竈浦は、 方、 湊浜は、 内陸に直接通ずる水路 (冠川= 陸奥国府多賀城の 七北田 香津は という地名 Щ

を

(4)水陸交通と港湾

面

冠川明神の前で冠川を渡り、 明らかでない。 と古代多賀城の地へ向かう支道「おくのほそ道」に分かれて 「の南北大路・東西大路などの調査例があるが、 多賀城周辺の水陸交通は、 世 近年の中世史研究の成果に基づき、 の奥州街道 そこで、 「奥大道」 中世における水陸交通および港湾の そこで、 は、 古代においては、 現在の仙台市岩切の東光寺 北上する本道「奥大道 簡略に紹介したい(3) 前述の多賀城前 周辺の様相は



図12 運河状遺構 多賀城外南方 (砂押川東岸)

> て大きく迂回しながら流れている。 た調査地の約一五〇メートルほど南には砂押川が北西から南東に向かっ

掘調査で明らかにされている(4)

調査地は多賀城跡外郭南辺築地西半部の南に位置し、

政庁地区の西に

ま

鴻の池を通って南にひらく小さな沢の沢口の西端部にあたる。

る。

この両者があいまって多賀国府の港湾機能を形成していたと考えられ

右の想定に関連する古代の運河状遺構が多賀城跡の前面

の発

周囲の地形、規模、 みるのが妥当であろう。 多いことから多賀城と南を流れる砂押川とを結ぶ堀河 できないのである。 箱堀形の溝であり、 検出された溝である。この大溝は、南北にほぼ直線的に延びる大規模な 新しい方のSD一二二一-B大溝は、長さ約四五メートルにわたり検出 形をなす大規模な素掘りの溝である。これには新田 井戸跡二、土壙三などがある。その中でも、SD一二二一は、 検出した遺構は、溝一〇、掘立柱建物跡八、一本柱列一、道路遺構 古い方のSD一二二一-AはSD一二二一-B大溝の南端部西壁で その規模は上端幅約四・五メートル、 溝底面は北か南にかけてゆるやかに傾斜している。 むしろ平城京跡で検出された東堀河と類似する点が 形状などからみてこれを自然の水路と見做すことは 深さ約一・五メートルほどであ 二時期の重複がある (運河状遺構) 断面箱堀

十一世紀頃)にはやはり多賀城と密接な関連をもつ建物・堀河・道路 前半頃)には多賀城に関わる建物などが存在する地域として、 結局、 この地域はAI期(八世紀)には耕作地として、 A Ⅱ期 B期(十 (九世紀 画的な地割りが存在したことを想起させる。

とはこの時期に多賀城の城外南面に政庁の中軸線と方向を同じくする計

また、この大溝とSK一二四○道路遺構は主軸方向が多賀城政庁の中

(磁北に対し北で約930東に振れる)にほぼ一致している。このこ

軸線

たもので、南の入海へ続く水路と考えられる。 位からも、堀河は、多賀城の水陸交通体系の計画的整備として掘削され政庁中軸線にほぼ一致する傾向が認められたのである。そして、この方わち、A期には多賀城の外郭南辺築地にほぼ一致し、B期には多賀城の増構の方向については遺構期ごとに一定のまとまりが把えられた。すな井戸などが存在する地域として利用されていたことが推定された。また、

(5)祭祀

内容は『延喜式』によって一応知ることができる。定された、国家の手によって行う国家的祭祀のことをいい、その具体的律令的祭祀とは、八世紀初頭に成立した『大宝令』の「神祇令」に規

(未雀)門と壬生門の間の大路、つまり二条大路上で行っていて、大伴(朱雀)門と壬生門の間の大路、つまり二条大路上で行っていて、大伴(朱雀)門と壬生門前で行われたとみえる。『法曹類林』に引く 関儀式』などには朱雀門前で行われたとみえる。『法曹類林』に引く は (まず) には、 大祓儀を「大伴壬生二門間の大路に於てす」とあって、大伴(朱雀)門と壬生門の間の大路、つまり二条大路上で行っていて、大伴(朱雀)門と壬門の間の大路、つまり二条大路上で行っている。

ことがわかる。 七瀬祓の重層構造に十分対応し、その基本の形がすでに出来上っていた跡の祭場は、宮・京・京外という三重の構造からなり、平安京における民岡京跡の場合は、京外の西と東北に大祭場がある。平城・長岡両京

鳥形・斎串など木製模造品がまとまって出土している。あるとされている。例えば、但馬国府の推定地周辺の数カ所から人形・られている。その根拠の一つは、木製模造品は本来、都城的な祭祀の具で一方、地方行政の中心であった国府に同種の場が形成されていたとみ

イ、万灯会

たりをともし盧舎那仏を供養したとある。

 朱雀大路で一万灯を、天平十八年(七四六)には金鐘寺で一万五千七百二月にあり、朝廷が二七○○余りの灯明をともし経典を読ませている。二月にあり、朝廷が二七○○余りの灯明をともし経典を読ませている。二月にある。最も古い記事は、『日本書紀』の白雉二年(六五一)十二月に金鐘寺とは懺悔滅罪のために、多数の灯明をともして仏菩薩に供養するりをともし盧舎那仏を供養したとある。

遺跡東町浦地区の二箇所で発見されている。 この法会に用いられたとみられる土器が、高崎遺跡井戸尻地区と山

を使う万灯会などの儀式に用いられたものと推定された。に油煙状のものが付着した例が極めて多い点からすると、多量の灯明皿して出土した。土器群はほとんど完全な形で廃棄されており、杯の内面にあり、狭い範囲から杯を主体とした六四○点にものぼる土器群が集中高崎遺跡井戸尻地区は多賀城廃寺の西南約○・五キロメートルの位置

口、道饗祭

れている。木簡の年代は十一世紀頃と考えられている。頭部を山形に削安符未申立符」、裏には「□戊□□平□□×奉如實急々如律令」と記さら一点の木簡が発見された。長さ二八·五センチで、表に「□×百恠平多賀城のすぐ南側、南門の西約二五○メートルにある運河の堆積土か





女,祈末中之子

下端を尖らせた形状は呪符の典型的な形状である。その内容は百怪

境祭といった。 内裏の四隅と京の四隅で行うものを四角祭、 角とともに坤 を鎮め除くための呪符で、未申いわゆる西南の方角に立てた符であると 入り来るのを防ぐ祭) いうものである。この木簡は道饗祭(都などの四隅に神を祭り、悪鬼の (西南) の時、 角に立てられた符にあたる。平安京においては、 艮 (東北) 角・巽 山城の国境で行うものを四 (東南) 角・乾 (北西)

た符の一つかと思われる。 とする百怪の退散を願って行われた祭の時に、多賀城の四隅にたてられ この「未申立符」は、多賀城の西南部分にあたり、城内へ侵入しよう

したとしても、 たことがわかる。すなわち下野国府跡出土の木簡 □」と記されていた。本木簡の出土した大溝は政庁から西南約三三○メ で祀るものであった。この鎮火祭が地方の国府においても実施されてい 火災を防ぐための祭祀である。宮城四方の外角とは、 トルの地点であるので、 この道饗祭に関連して、その祭式構造が類似しているのが、 鎮火祭は、 その外辺にあたる。 宮城四方の外角で、卜部らが火を鑽って祭るもので、 かりに政庁を囲む方二~三町の国庁域を想定 本木簡の時期は、 (削屑) に「鎮火祭□ 宮城四隅のチマタ 伴出した木簡に 鎮火祭で

> 間で考えられる。国府において、鎮火祭をその国庁四隅のチマタで執り 行ったことが知られる。 「里正」という郷里制下の職名がみえることから、七一七-七四〇年の

土器埋設祭祀

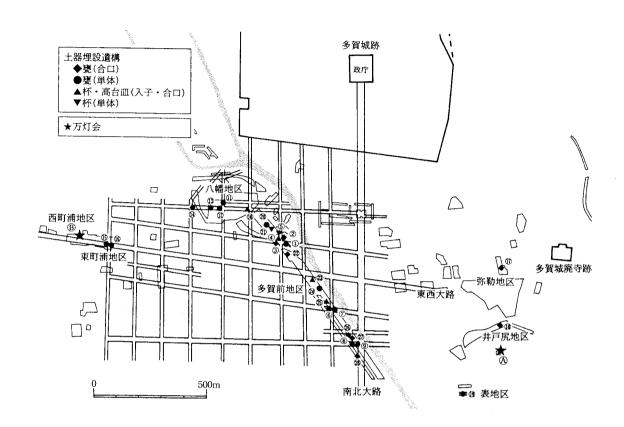
る。 で三基、区画内で九基、方格地割の外で三基の計二八基が発見されてい 穴を掘って土器を埋設した遺構が、道路の交差点で一三基、 他の路上

うものと思われる。 紀までであり、その場所に施設を建設する際の地鎮などの祭祀にともな まず、 区画内で検出した土器埋設遺構は、その年代は八世紀から十世

れる。 れ 5 期が明確なものはすべて十世紀前半に限定され、しかも①~⑤について 道路以外の埋設土器は、 は道路の造成工事中に埋設されていることが確認できる。以上の二点か これに対し、道路部分で発見された埋設遺構は次のような特徴がみら た時期に計画的に行われた祭祀の遺構と考えられる。第三点として、 これらは辻を中心とした道路という特定の場所を意識して、限定さ 第一点は、一六基中一三基までが交差点にあり、 土師器甕を使う場合、 蓋として用いたものを除 第二点は埋設時

呪符木簡「未申立符」 図13 市川橋遺跡

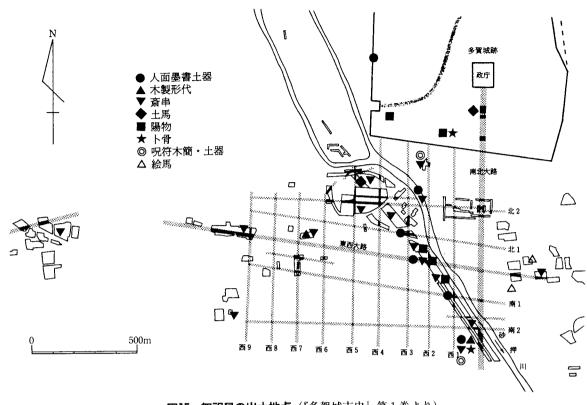
5cm



土器埋設の遺構

| | 埋 設 状 況 | | 地点(図中番号と対応) | | |
|-----|-------------|-------|-------------|--|--|
| 交差点 | 土師器甕2個 | 合口 横位 | 24 | | |
| | 土師器甕と杯 | 合口 横位 | 3 | | |
| | 土師器甕1個 | 横位 | 16711266 | | |
| | 土師器髙台皿2個 | 合口 正位 | 10 | | |
| | 土師器杯2個 | 入子 正位 | 4 | | |
| | 須恵器杯1個 | 正位 | 5 | | |
| 路上 | 土師器甕2個 | 合口 横位 | 890 | | |
| | 土師器甕1個 | 正位 | 20/20/20 | | |
| 区 | 土師器の甕と杯 | 入子 正位 | 29 | | |
| 画 | 土師器甕と須恵系土器杯 | 合口 正位 | 26/28 | | |
| 内 | 土師器杯2個 | 入子 正位 | 23) | | |
| | 土師器杯と須恵系土器杯 | 合口 正位 | 25) | | |
| | 須恵器杯1個 | 倒位 | 2 0 | | |
| 地割 | 土師器甕2個 | 合口 横位 | 17/18 | | |
| 外 | 土師器甕1個 | 横位 | 19 | | |

図14 万灯会と土器埋設の遺構 (『多賀城市史』第1巻より)



祭祀具の出土地点(『多賀城市史』第1巻より) 図15

なったという。 設・改修に関わる祭祀に用いられた可能性が高い。 埋設されたものがあることを重視すると、これらの埋設土器は道路の建 て来る鬼魅を退散してほしいと願う祭祀であったと考えられる。しかし、 ヤチマタヒメをも加えた三神に対し、饗応、 先にあげた道饗祭は、元来はチマタにいるクナド、後にはヤチマタヒコ・ から来る鬼魅が京師に入らぬよう予め道に迎えて饗応するという祭祀と しだいに本来の意義が薄れ、卜部らが京城四隅の路上で祀るもので、 古代の道と道とが行き合う所、例えば三叉路や四辻をチマタという。 奉幣して、外部から侵入し

外

けばすべて長胴甕で横位に設置されるという特徴がある。

道路造成中に

チマタ祭祀に深く関わるものと考えてよいのではないか。(ヒノ) 多賀城の街区の道路交差点に埋設された土器を伴う祭祀は、おそらく

人面墨書土器

の中に、罪・穢れや災厄の気息を吹き込み、ともに川に流すのである。 ともこれを裏付けている。 土器がいずれも河川跡や東西大路の側溝を中心として発見されているこ 賀前地区や市川橋遺跡で一○○点ほど出土している。これらの人面墨書 記されており、 『延喜式』(神祇)四時祭大祓条には、小石の入った壷を天皇に供すると 人面墨書土器は、土器に神の顔を描き、その土器(主に土師器の甕) 人面墨書土器に関連したものとされている。山王遺跡多

ホ、木製形代・斎串

形代には人のほか鳥・馬・蛇などがある。

めに人形の傍らに立てられたとされている。 るものといわれている。 人形は人間の身代わりとして、穢れや災いを背負い、川や海に流され 馬形は人間の穢れを負った人形を他界へ運ぶた

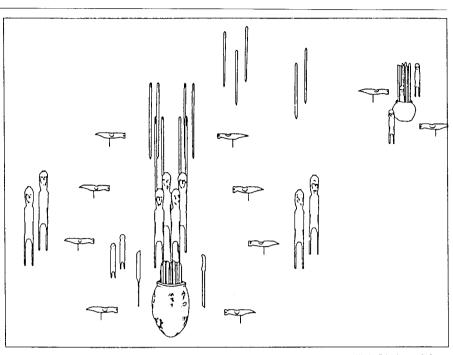


図16 山形県俵田遺跡祭場復原図(佐藤庄・「俵田遺跡の祭祀遺構」『えとのす』 第26号 1985年より)

される。この斎串は多賀城の南面一帯から数多く出土している。遮断するとともに、人形が負った罪穢を外に漏らさぬ役割も果たしたとは台形状に加工した串で、この串を立て、結界を表わし、外部の悪気を一方、斎串は細い板の下方を剣先状に尖らせ、上端部は尖頭形あるい

ように組み合わされて使用されたかを知る手がかりは、山形県八幡町俵以上の人面墨書土器・木製形代・斎串などの祭祀具が、具体的にどの

を祓所に解除することがみえる。

『延喜式』

神祇四時祭上には、

(6) 生 産

は、

九世紀中頃とされている。

出羽国府が執り行った大祓の跡と考えられるのである。祭祀遺構の年代

く

漆工房・鍛冶工房

営工房と考えられる。 夕紙に利用されたものであるから、工房は多賀城と密接な関係をもつ官 これらは国府・多賀城で作成・保管されていた文書が払い下げられ、 調査センター 亡などを記載した帳簿) 天平五年または同十二年の戸口損益帳(前年籍との戸の異動-移住・死 遺物が集中的に発見されており、 変質を防ぐフタ紙、 に確認されている。八幡地区では漆容器としての土師器甕、漆液の乾燥 して使われたために遺存した漆紙文書には、国府で浄書された計帳歴名 (日々の吉凶・禍福などを記した暦)などがある(多賀城市埋蔵文化財 漆工房は、 山王遺跡八幡地区・市川橋遺跡・高崎遺跡井戸尻地区など 『山王遺跡―第17次調査 漆塗り作業を記録した木簡など漆塗り作業に関わる の草案、 漆工房の存在を想定できる。フタ紙と 天平宝字七年 --出土の漆紙文書』一九九五年)。 (七六三) の具注 フ

精錬鍛冶が行われていた可能性がある。この区画は国司館であり、これ砥石などの鍛冶関係の遺物がまとまって出土している。鍛冶については・漆紙文書・漆刷毛などの漆関係の遺物や、鉄滓・鞴の羽口・送風管・多賀前地区の東西大路に面した南区からも、漆付着土器・漆の漉し布

遺跡は出羽国府とされる城輪柵跡の南東一・

八キロメートルに位置し、旧河川の岸辺にあたる。五メートル四方の範

[内に人面墨書土器と須恵器の甕を核に、木製形代(二九点)、斎串

などの祭具がほぼ祭儀で使われたままの状態で検出された。

大祓に四国の占部が穢れを負わせた人形

この祭祀遺構がまさに祓所にあたり、

田遺跡で発見されている。

らう。 らの漆工房や鍛冶工房はその付属の工房か、臨時に置かれた工房かであ

での一連の作業が行われていた可能性が考えられる。 での一連の作業が行われていた可能性が考えられる。 での一連の作業が行われていた可能性が考えられる。 とは、これらの骨や角を利用したいた可能性が高い。また、多賀前地区では、これらの骨や角を利用したいた可能性が高い。また、多賀前地区では、これらの骨や角を利用したいた可能性が高い。また、多賀前地区では、三れらの骨や角を利用したいた可能性が高い。また、多賀前地区では、三れらの骨や角を利用したいた可能性が考えられる。 このほか多賀前地区や市川橋遺跡館前地区では、河川跡から、解体のこのにか多賀前地区や市川橋遺跡館前地区では、河川跡から、解体の

口、塩生産

城の近くで盛んに塩作りの作業が行われたことが知られる。て平安時代のものという。この状況から、少なくとも平安時代には多賀にのぼる。奈良時代のものは塩釜市新浜B遺跡の一箇所のみで他はすべ平安時代までの製塩遺跡が多数発見されており、古代だけで一三九箇所平安時代までの製塩遺跡が多数発見されており、古代だけで一三九箇所

から八世紀前半代とみられ、

多賀城の創建年代に相当する。

業自体を管理していたことを示す資料といえる。で、製塩に使用する燃料の調達に関するものである。多賀城が、製塩作紀のものである。「塩竈に使う燃料である木を運ぶ二十人」という意味と記された製塩関係の木簡が出土している。これは本来同一木簡で九世ところで、多賀城跡から「……所出塩竈……」や「塩竈木運二十人」

ハ、製鉄

多賀城周辺では、多賀城市柏木遺跡が良好な資料を提供してくれる。(窒)鉄は武器をはじめ工具・農具などの製造に不可欠の素材である。国府

柏木遺跡は、

多賀城市大代五丁目に所在し、多賀城跡の東方約四キロ

営されている。利用して、大代横穴古墳群、桝形横穴古墳群などの多くの横穴古墳が造する砂押川の河口近くに位置している。本遺跡の立地する丘陵の斜面をメートルにあり、さらに多賀城跡西門の前を南下して市の中央部を貫流

陵斜面を段築状に造成して、 炉型に付属する規格性をもった施設としてとらえることができる。 めることができ、両者とも炉上部に方形状の土壙が付属する特徴をもつ 知られている。福島県向田A・D遺跡、群馬県菅ノ沢遺跡等に類例を求 コンパクトに配置している。 これらは柏木遺跡と極めてよく似た構造をもち、基本的にこのタイプの タイプの炉型は奈良時代初頭に認められ、 柱状の形をとる半地下式竪形炉と呼ばれているものに属している。この 柏木遺跡では南北五〇メートル、東西四〇メートルの範囲にわたる丘 精錬炉は四基検出されている。 製鉄炉、木炭窯、 本遺跡の製錬炉の年代は、 この四基の炉の形態は、 平安時代まで継続することが 鍛冶工房跡などの遺構を 出土遺物の特徴 基本的に円筒

う。 ども総合して考えると、陸奥国府多賀城直営の製鉄所であったといえよども総合して考えると、陸奥国府多賀城直営の製鉄所であったといえよこのように、柏木遺跡は多賀城との位置関係、八世紀の歴史的背景な

(7)中世の多賀国府

中心として想定されている。場から、中世の多賀国府は、多賀城跡の近く、現在の仙台市岩切の地を迎えているものと現段階で判断されている。そこで、近年、中世史の立多賀城跡内の発掘調査によって、その遺構はほぼ十世紀代に終末期を

用しておきたい(図11「中世の多賀国府」参照)。 以下、斉藤利男氏が整理された中世都市としての多賀国府について引

岩切の地は、「奥大道」(中世の奥州街道)が冠川(七北田川)を渡る

また、 をもつ留守氏が高用名全体の地頭であった。また「こうゆう」の名も されていた。そこは、かっての多賀城を取り囲む領域で、陸奥国留守職 は 東の新田・南宮・山王・市川 屋市場」 書』にある鎌倉時代の留守氏の譲状によると、中世の岩切付近には、 代多賀城の地へ向かう支道「おくのほそ道」に分かれていた。 水陸交通の要地に位置する。 国府用 (志波彦神社) 中世において、「高用名(こうゆうみょう)」という名の所領に編成 岩切を中心に、 (こふよう)」に由来するとみられ、 「河原宿五日市場」という二つの市場があったことがわかる。 の前で冠川を渡り、そこで北上する本道「奥大道」と古 北の神谷沢 かって奥大道は、 (古代多賀城の地)、 (中世の紙屋)、 国府 岩切の東光寺・冠川明神 一帯の特別行政区とし 利府 南の余目一帯の地域 (中世の村岡)、 『留守文 冠

ど主だった中世都市にみられる特徴であるという。 行く霊地として発展するという、 る聖地であり、 べて四つの神社に囲まれる範囲に含まれていることがわかる。 かう水陸交通の要地に位置し、 式内社志波彦神社 (冠川明神) 南に「南宮」の地名が残る。また西宮とは、古代から岩切の地にあった すなわち、東宮は塩竈浦の入口にあたる東宮浜に、北宮は利府の北、 大道に置かれた「勿来の関」東側の丘陵上にあり、南宮も古代多賀城の たと考えられる東宮・西宮・南宮・北宮に囲まれた広大な領域である。 岩切の北を取り囲む丘陵は、中央部が国衙在庁官人の守護神の鎮座す 多賀国府において「府中」といわれたのは、 を行い、疫病やケガレを都市域から追放する思想があったのである。 とくに後者の 大都市京都・鎌倉では、 丘陵の東西の端にあたる一帯は、人々の霊魂があの世に ※都市の霊地 ※ 国府周辺の寺社・工房・居館なども、 のことであった。いずれも多賀国府へ向 特徴ある全体構造をなしていたのであ の存在は、 都市の入口で境界祭祀 鎌倉や遠江国府 ″境の祭祀″ (四角四境祭な をとり行っ (見附) 中世にお な 奥

8諸要素の整理

件をもう一度整理してみたい。件と考えられる数多くの成果が得られたのである。ここに、それらの条件と考えられる数多くの成果が得られたのである。ここに、それらの条多賀城跡の南面を中心とした地域の発掘調査によって、〝都市〞の条

道路網と街区の設定

く

いる。 直交して縦横に走る幅三~八メートルの多数の小路によって構成されて直交して縦横に走る幅三~八メートルの東西大路と、これらと平行あるいはルの南北大路や幅約一二メートルの東西大路と、道路網は、幅約二三メート多賀城跡外の南西部にあたる微高地では、道路網は、幅約二三メート

北に拡大し、やや変形ではあるが、碁盤状の地割が完成した。割=町並が成立した。さらに、Ⅲ期の九世紀後半頃には地割の範囲は南一辺が一一○~一四○メートルの平行四辺形の区画を単位とした方格地くに九世紀初頭頃に行われたⅢ期の整備では、東西大路を中心として、多賀城外の道路網は大きく三段階の変遷を経て、整備されている。と

て建てられた所領と考えられている。

口、地区構成

に関わる施設や工房、下級官人の住居が置かれている。 画全体を占めている。一方、大路からやや離れた地域では陸奥国内の郡西大路に面した区画では、山王遺跡千刈田地区や多賀前地区に国司の館建物跡・竪穴住居跡などを配置する地域として使われたようである。東建物・竪穴住居跡などを配置する地域として使われたようである。東

水陸交通と港湾

行政と物資流通を推進するためには、交通路と港湾施設の整備が不可

欠である。

城周辺の状況から古代の姿を類推するしかない。多賀城周辺の広範囲な地域はほとんど不明である。わずかに中世の多賀路網の整備状況は先にみたように発掘調査によって明らかにされたが、まず、主要官道とそのアクセスと港湾については、多賀城外前面の道

地であり、塩竈津は陸奥国の「国府津」たる重要な港であった。大道」と古代多賀城の地へ向かう支道「おくのほそ道」に分かれていた。一方、水上交通と港湾は、次のようにみられている。多賀城の東門か一方、水上交通と港湾は、次のようにみられている。多賀城の東門かった。道は塩竈浦に通じている。そこは陸奥国一宮塩竈神社の所在ら出ると、道は塩竈浦に通じている。そこは陸奥国一宮塩竈神社の所在ら出ると、道は塩竈浦に通じている。そこは陸奥国一宮塩竈神社の所在ら出ると、道・地であり、塩竈津は陸奥国の「国府津」たる重要な港であった。

構は、多賀城から南の入海へ続く水路と考えられる。多賀城跡の南面の発掘調査で検出された十世紀前半とみられる運河状遺国府関連の港には、もう一つ、冠川の河口に開けた「湊浜」があった。

二、祭祀

なる状況を呈していたと考えられる。においては、国府や郡家などでも盛んに実施され、周辺の村落祭祀と異体令的祭祀は、神祇令に規定された、国家的祭祀のことをいい、地方

一方、律令的祭祀に係わる遺物とされる墨書人面土器・土馬・人形

賀城南面の方格地割の中で盛んに律令的な祭祀が執り行われたことを示斎串などが、多賀城の南面各所から数多く出土している。これらは、多

生産

している。

多量消費と流通に対処したと考えられる。都市においては、各種の生産機構を集中して設定・管理し、都市民

塩関係の生産遺跡が確認されている。 の工房の存在が想定される。また、多賀城周辺には、大規模な製鉄や製骨、骨角器の未製品などの遺物が、それぞれ集中して出土し、それぞれ条 多賀城の町並の中には、漆作業や鍛冶に関わる遺物、解体された牛馬

墳墓群は、肥前国府に関与する官人の奥津城であるとされている。 は、一般的には高位の官人一族の墳墓群と理解されている。また、肥前は、一般的には高位の官人一族の墳墓群と理解されている。また、肥前は、一般的には高位の官人一族の墳墓群と理解されている。また、肥前国においては、久池井B遺跡、泉三本栗遺跡をはじめ、その近在に集中国においては、久池井B遺跡、泉三本栗遺跡をはじめ、その近在に集中国においては、久池井B遺跡、泉三本栗遺跡をはじめ、その近在に集中する当該期の墳墓遺跡は、佐賀市北端部と大和町の微高地に位置し、そこから見える平野部に肥前国府が存在している。そのことから、これらで記載があるとされている。 (32)

❸多賀城と都市概念

研究」の総括シンポジウム(一九八七年三月)を踏まえて、井上満郎氏に検討しておきたい。その点について、歴博の共同研究「古代の国府のかし、こうした要素を包括するようなより本質的な問題について、最後以上のように多賀城に関する古代都市の構成要素を列記してみた。し

重要な問題である。 城また国府を〝都市〟とみなす見解にとって、検証しなければならないが次に示すような大きな疑問を提示された。この井上氏の疑問は、多賀が次に示すような大きな疑問を提示された。

|都市規制||井上満郎氏の疑問

いる。 井上満郎氏は、国府における都市規制について、次のように指摘して

かなる区画も存在しておらず、 られるのである。 がないのであって、 区別される地域、すなわち都市であったといえる。少なくとも、 規制が、 の維持、 もなんらかの都市規制があれば、国府を都市と認識できるはずである。 でもなく、この都市規制が存在するがゆえに平安京は平安京以外の地と 家屋の建築、 ければならない。例えば、平安京は、大路・小路の広狭、京内の清掃 都市地域は、そうでない地域となんらかの要素によって区分されていな 任国への入口と館の入口の二箇所以外になんらかの境界を示す記載は 都市という歴史的名辞は、 国司の任務や執務にとって、国府 平安京を宮都として維持するためのものであったことはいうま 等々とさまざまな都市規制がもうけられていた。こうした都市 街路樹の設置、 結局、国内には郡という行政区画から切り離されたい 国府を古代都市とは考えられないということになる。 水田耕営の禁止、 その重要な一部分として境界概念をふくむ。 つまりは国府には都市規制は存在しよう 『域』は存在しなかったと考え 行路病者等の処置、 、国府に 堀川

②多賀城前面地区における方位規制

を設置する際の基準となっていくのである。行する東西大路が造られると、両大路の方向がその後に南北・東西小路八世紀後半のI期に政庁中軸線に一致する南北大路と、南辺築地に平

八世紀段階の建物等の方向も注目される。山王遺跡八幡地区で発見さ

半頃) また、 査区、 沿うことなく真北からやや東に偏した方向をとっている。 紀頃) た掘立柱建物跡・竪穴住居跡の方向は一定で、 多賀城跡外郭南辺築地西半部の南地区では、 高崎遺跡弥勒地区でも竪穴住居跡の方向が一定で、 の建物等は多賀城の外郭南辺築地にほぼ一致し、 の大規模な溝や道路状遺構は、 多賀城の政庁中軸線にほぼ一致 政庁中軸線と一致する。 A 期 B 期 (八~九世紀前 もう一つの調 地形の傾斜に (+·+

えられる。 以上の例は、多賀城や多賀城廃寺から何らかの規制を受けた結果と老 する。

囲はそれに強く規制され、 九~一○メートル)が作られている。新田遺跡の道路跡も山王遺跡の に合わせてつくられたものと推定されている。 は方向が異なるものの同一の道路である可能性が高く、 れの方向とも一致していない。山王・新田遺跡で発見した二条の道路跡 のと同様に灰白色火山灰降下後まで存続していた可能性が高い。 た可能性が高い。SX八五〇廃絶後、 約三三メートルの地点でSD二七八溝跡、 一一七九溝跡の間は道路跡であり、 ところでSX八五〇道路跡は、多賀城の政庁中軸線・外郭南辺の SX八五〇道路跡の南側約一六メートルの地点でSD一一七八溝跡 方、多賀城から離れた新田遺跡の遺構の方位を確認してみたい(窓) 本遺跡のようにやや離れた地域になると地 両溝跡はその北側溝と南側溝であっ その南側に新しい道路 約三三メートルの地点でSD 多賀城に近い範 (路幅約

(3)多賀郡・宮城郡・多賀郷

延暦四年(七八五)四月辛未条には次のようにみえる。いる。その家持の在任中の事績を伝える唯一の史料である『続日本紀』蝦夷の騒擾を理由に征討を企て、持節征討将軍に大伴家持が任ぜられて宝亀年間の征討が不調に終わった後をうけて、延暦二年(七八三)、



②「宮城」 須恵器高台坏底部外 多賀前地区遣(や)り水遺 9世紀前半



須恵器坏底部外面 B「宮郡」 多賀前地区大路北側溝 紀前半



©[階上] 須恵器坏底部外面 9世紀前半 多賀城跡

図17 墨書土器

られる。 郡として、 は宮城郡に この多賀郡はこれ以降の史料には一切見えない。 宮城郡―[郷名]赤瀬・ その宮城郡の郷名に 「多賀神社」 磐城 があり、 科上・丸子・大村 「多賀郷」「科上(しなかみ) 『和名類聚抄』 白川 『延喜式』 宮城・ 余戸

調庸者。 月己未条である。 ところで、宮城郡の初見は 方、 多賀以北諸郡令 『続日本紀』 天平勝宝四年 が輸 黄金 『続日本紀』天平神護 (七五二) とある。 二月丙寅条には この 「多賀以北諸郡」 年 (七六六)十 陸奥国 بح

多賀・柄(栖)屋

(元和古活字本による)(25)

於東西。 置官員 取以南一十四郡。 未 納言従三位兼春宮大夫陸奥按察使鎮守将軍大伴宿祢家持等言。 是権置。多賀、 任 統領之人。 誠是備 然則民知 預 僻在山海。 階上二郡。 統摂之帰。 百姓顧望。 不虞。 推 去」塞懸遠。 賊絶窺窬之望。 募¬集百姓。 鋒万里 無 い所、係り 者也。 心。 足 属」有一徴発。不」会 但以。 望請。 人兵於国府。 許」之。 建為 徒有 真郡。 開設之名 設 機急。 防禦 備 名

国北部の城柵などから遠いため、 百姓を集住させた。 しうるよう、 この条の内容はおおよそつぎのようである。 このたび、 国府の近くに多賀・階上(しなかみ) つまり緊急の対応が十分出来るよう願い出て許されたので 権郡を真郡として人員を配置し、 しかし、 郡としての組織はととのえていなかったの 緊急の徴発等の時には間に合わない の二郡 名取以南の一 郡としての機能をはた (権郡) 四郡は陸奥 を置き、

擾状態に対処して、 この施策は呰麻呂の乱 多賀城と陸奥国北部の防備を目的とした措置と考え 〔宝亀十 年 (七八〇)] の衝撃とその後の騒

では国府所在郡を宮城 (神名) 郷 がみ

K

いう表現は、

「名取以南一十四郡」

(『続日本紀』

延暦四年

〈七八五〉

四

事の天平神護一 後となると、 本紀』天平九年〈七三七〉四月戊午条初見)ではなく、多賀城(『続日 がみられ、多賀城も同様とみてよいであろう。そして「多賀柵」(『続日 の城柵全般において八世紀半ば以降に それに因むものであると考えれば、より妥当性を強めるであろう。 このような推測は、 城の地を中心として多賀郡・階上郡が設置されるという形をとったと考 本紀』宝亀十一年〈七八〇〉三月丁亥条初見ではあるが、多賀城碑によ の二郡は廃され、宮城郡の多賀郷・科上郷となったのではないだろうか えられる。そこで、まもなく多賀城周辺の情勢の安定下で、多賀・階上 権郡から真郡にすることが許された。これはおそらく宮城郡の中に多賀 は別に権郡としての多賀郡・階上郡が置かれ、さらに延暦四年の時点で 郡以北諸郡」の意であると考えられる。すると、天平勝宝四年の時点で 真郡・多賀郡が存在したことになる。さらに推測するならば、 月辛未条)、 「黒川以北奥郡」(『類聚三代格』大同五年〈八一○〉二月二十三日 天平宝字六年〈七六二〉の時点で確認できることになる) などの例でもわかるように、「多賀城以北諸郡」ではなく、 宮城郡が成立し、 「黒川郡以北」(『続日本紀』天平十四年 宮城郡の成立時期は八世紀半ば頃、 年 (七六六) ″宮城″ 郡の地名が尋常ではなく、「多賀城」 と考えられるので、 呰麻呂の乱の多賀城攻略を機に、 「柵」から 下限を宮城郡の初見記 上記の推測も十分に成 「城」への用語の変化 〈七四二〉 正月己巳 その後、 宮城郡と 一成立後 の成立 東北

か。『和名類聚抄』の宮城郡内の多賀郷に相当すると理解できるのではない前の多賀郡はともかく、宮城郡成立後、別に設置された権郡・多賀郡はまた、上記の見方を変えてみるならば、天平勝宝四年時の宮城郡成立また、上記の見方を変えてみるならば、天平勝宝四年時の宮城郡成立

り立つであろう。

利府(中世の村岡)、東の新田・南宮・山王・市川(古代の多賀城の中ところで、中世においては、岩切を中心に北の神谷沢(中世の紙屋)・

留守職と高用名の関係も平安時代以来のものと推定されるという。成されていた。この高用名について、大石直正氏の興味深い指摘がある。成されていた。この高用名について、大石直正氏の興味深い指摘がある。成されていた。この高用名について、大石直正氏の興味深い指摘がある。成されていた。この高用名について、大石直正氏の興味深い指摘がある。は、鎌倉時代にはは、「高用名」とも「からゆふなから」ともいわれているが、本来は後者で、「国府用の名」さなわち、高用名は鎌倉時代にすでに「たかもちの名」とも「からゆふなから、
「窓」が、南の余目(余部)一帯の地域は、「高用名」という名の所領に編む地)、南の余目(余部)一帯の地域は、「高用名」という名の所領に編むれていた。

建てられた所領に引き継がれていると考えられる。による高用名(国府用の名)という形で、国府一帯の特別行政区としては、『和名類聚抄』宮城郡の多賀郷・科上郷に継承され、やがて留守職結局のところ、多賀郡・宮城郡を経て、権郡の多賀郡・階上郡の領域

(4)城柵と城辺(28)

- ○凡城隍崩頹者。 太政官。所、役人夫。 閑月,修理。其崩頹過多。 役,,兵士,修理。 皆不い得い過い 交闕。守固 若兵士少者。 十日。 者。 随即修理。 聴 役 役訖。 ·随近人夫。 具録申 遂
- 崩頽者。役□当処居戸。○凡縁□東辺北辺西辺□諸郡人居。皆於□城堡内□安置。(中略) 其城堡

処の居戸を役することとしている。令では兵士が少ないかいない場合は、人夫を役す)、城堡の修理には当城の堀の修理には兵士、兵士が少ない場合は近辺の人夫を役し(大宝

- この軍防令の規定の実施例は、次のとおりである
- 陸奥鎮守将軍従五位下御春朝臣浜主言。健士元勲位人也。既殿○『続日本後紀』承和十年(八四三)四月丁丑条

士下兵。同令,役,修司理城隍。許,之。行白丁。全給,公粮。兼免,調庸。人同役異也。請射下健士。准,兵庸。亦無,課役。(中略)而勲位悉尽。無,人充行。仍任,格旨。差司

あり、城隍修理に従事したのは専ら下兵であることがわかる。 ⁽²¹⁾ この例からも、軍防令城隍条でいう兵士は実際、上兵・下兵の区別が

聚国史』延暦十九年(八○○)五月戊午条に、の柵戸が調庸を復されて移住したことは史料上明らかである。また『類の柵戸が調庸を復されて移住したことは史料上明らかである。こ下で番上兵士(下兵)および城下の民などを動員しているのである。下が番上兵士(下兵)および城下の民などを動員しているのである。

佃卅町以充:雑用。許」之。道在:威与」徳。若不:優賞:恐失:天威。今夷俘食料充用不」足。伏請陸奥国言。帰降夷俘。各集:城塞。朝参相続。出入寔繁。夫馴」荒之

どを主体として構成されていたのではないだろうか。 と思われる。このように考えるならば、七世紀後半における当初の城柵と思われる。このように考えるならば、七世紀後半における当初の城柵と思われる。このように考えるならば、七世紀後半における当初の城柵と思われる。このように考えるならば、七世紀後半における当初の城柵と思われる。このように考えるならば、七世紀後半における当初の城柵と思われる。このように考えるならば、七世紀後半における当初の城柵と思われる。このように考えるならば、七世紀後半における当初の城柵と思われる。このように考報表により、「日本書紀」を明本といたのではないだろうか。

○『日本後紀』延暦二十三年(八○四)十一月癸巳条

郡。不ュ論。土人浪人。以。住。彼城、者ュ編附。焉。居北隅。無ュ隣、相救。伏望永従。停廃。保。河辺府、者。宜、停ュ城為」出羽国言。秋田城建置以来卅余年。土地境埆。不ュ宜;五穀。加以孤≒

制の郡に編附しようとしたのであろう。すなわち、城制段階はいわば国城制下の民という意味で、土人浪人を問わず、城制下のすべての民を令この条の後段部分の解釈は次のようになろう。「住!!彼城!者」は秋田

この点にあったのであろう。
この点にあったのであろう。

(5)国府所在郡の国府と郡家

○『出雲国風土記』巻末記

り、即ち、分れて二つの道と為る。又、西のかた廾一里にして国の庁、意宇の郡家の北の十字の街に至

○同巻末記

意宇の軍団 即ち郡家に属(つ)けり。

○意宇郡条

の黒田の号を追へるのみ。即ち号けて黒田の駅といひき。今は郡家の東に属けり。今も猶、旧あり。土の体、色黒し。故、黒田といふ。旧、此処に是の駅あり。黒田の駅 郡家と同じき処なり。郡家の西北のかた二里に黒田の村

一方、郡家所在郷の郡家とその郷の関係はどうであろうか。の地に国府・郡家・軍団・駅家が集中して存在したことが明らかである。に置かれ、さらに黒田駅も同所に置かれたとされる。すなわち、意宇郡出雲国府と国府所在郡の意宇郡家は、同所に所在し、意宇軍団は郡家

し、次のように指摘している。 (3) この点について、中村順昭氏は『和名類聚抄』にみえる郡家郷に注目

ている。郡家郷の呼称は、郡の行政施設である郡家の所在に基づくもの『和名類聚抄』には、「郡家郷」と称する郷が六か国の一五郡に存在し

②郡司職分田の耕作にあたる人、③郡雑任などとしている。 である。その郡家の存在にともなう戸として想定されるものは、 ①郡司、

家所在郷であるが、郡家所在郷が、他郷と異なる扱いをうけたことを示 この郡家郷という名称をもたないものの、郡名と同じ郷=郡名郷も郡

す出土文字資料を二例紹介しておきたい。

木簡) 里長の妻と理解した。 のために、里 られる福島県いわき市荒田目条里遺跡出土のいわゆる郡符木簡 例は中村氏の指摘する郡司職分田の耕作に関わる格好の資料と考え である。郡司が里刀自に命じて、(31) (郷)の農民三六人を召し出したものである。里刀自は、 五月三日に郡司の職田の田植え (第二号

郷の里刀自に命じたとすれば、 配関係に基づき、郡司職田の田植の労働力として磐城郡家所在郷・磐城 於保磐城臣は、その郡司職田を荒田目条里内に有し、従来からの強い支 部手子麿召代」と記されていた。すなわち、磐城国造の系譜を引く大領 すると考えられる。また本遺跡出土の人面墨書土器に 設の置かれた根岸遺跡の西北に位置し、郡家所在郷である磐城郷に相当 本遺跡は、広大な荒田目条里遺構に隣接していること、郡家の中心施 里名省略の意味も肯づけるであろう。 「磐城酃磐城郷丈 通

> 遺跡木簡)などと里名を明記するのである。 常、 郡符木簡は、 例えば「符春部里長等」(兵庫県春日町山

もう一例は、岩手県水沢市胆沢城跡出土の漆紙文書である(%)

第四三号漆紙文書

(左文字)

×、駒椅郷八戸主●部人永□□ 戸口

二年廿三

高椅鄉廿五戸主刑部人長戸

(紙継ぎ目) 瀦城郷五十戸主吉弥侯部黒麿戸 ×駒椅郷十七戸主●部本成戸口

駒椅郷●八戸主●部諸主戸 ΊП

瀦城郷卅八

駒椅郷廿一戸主丈部犬麿戸

П

衣前郷□×

二年卅

×巫部□□暦年●六 ×部國益年●二 ×年廿三

×□阿伎麿年廿八×□■modeを ×部□麿年廿六

五月

少女五五年 今日

三二二五面獨田

にを

可产

海文不大松を

房人及、佐里及

ş. 体肤

独

小芝小 方は

あれ

裏

竹ゆん

得內一字為

天地子稻積、加

九九 1

上 子根华家

明写 点法 お育女

工人官僚

◀図18 いわき市荒田目条里遺跡 2 号木簡実測図〔2/5〕 垣

×清成年五× ×継年□×

×年廿二

×高椅郷□四戸主刑部真清成戸口卅

ではないか。

他郷と異なる負担を想定できるだけに、胆沢城への上番から除かれたの

国府の構成員の中心になる国司が中央からの派遣官であるゆえに、

国

る。ここで問題となる柴田郷は、本資料があくまでも断簡ゆえに断定は

新羅人を安置したもので、賦役を免ずる措置がとられているのであ

できないが、やはり郡家所在郷は先にみたような郡司職田の耕作など、

はみえない。柴田郷は郡名を負う郷名で、 の最古写本である高山寺本の六郷のうち、 良。金貴賀。良水白等五十四人。安司置陸奥国。依、法給、復。 ているゆえに、 料による限り、 瀦城郷二例、 『類聚国史』巻百五十九、 充 この文書断簡は陸奥国柴田郡から胆沢城へ貢進された歴名簿である。 本断簡は郷名を一〇例知ることができるが、駒椅郷五例、高椅郷二例 ||口分|| に基づき、新たに設置された郷であるとみられる。新羅郷 | 衣前郷一例で、四郷に限られている。軍団編成は、この資 断片でも一定の傾向を把握できるといえよう。二十巻本 郡単位に一旦、 天長元年 兵士の出身郷をばらしたうえに再編成し (八二四)五月己未条の「新羅人辛 郡家所在郷である。 柴田郷・新羅郷がこの断簡に 兼以二乗田 新羅郷は

〈別紙〉 (正位文字)

×駒椅郷廿一戸主丈部犬麿戸口

軍団・駅家などの諸施設が集結しているだけに、国府所在郡そのものが たであろう。しかも『出雲国風土記』でみたように、国府に接して郡家・ に、人々を集住させ、周辺を整備し、一定の領域を設定する必要があっ ったであろう。つまり、国府施設維持と生産・流通機能を促進するため 府こそ、その維持に国府周辺に集住した人々の労働力提供が不可欠であ

他郡と異なる存在であったことは間違いない。 後の課題としておきたい。 の多賀城の諸条件が、多賀城の特殊性と結論づけられるか、ある程度 ては、現段階では、その中心施設を中心とした発掘調査にとどまってお 地方都市とみなすことができるであろう。一方、一般諸国の国府につい 含みながらも、古代の都市の諸条件をほぼ満たしており、多賀城を古代 般諸国の国府に及ぼしうるかは、 以上の点を総合的に判断するならば、多賀城は、 広範囲の周辺調査にまで至っていない。そうした状況下では、以上 現段階では結論づけがたいので、今 いまだ不確定要素を

とともに、その調査報告書から全面的に引用させていただいたことを記 には、多賀城跡の前面地区の発掘調査成果について種々御教示いただく 菅原弘樹氏・吉野武氏・多賀城市埋蔵文化財調査センターの千葉孝弥氏 末筆ながら、本稿を草するにあたり、宮城県教育委員会の高野芳宏氏 厚く謝意を表したい。

柴田郡の郷名

| | _ | | | | | | | | |
|-------|----|-----|--------|---------|-----|------|------|-----|--------|
| | 小 | 新 | 駒 | 餘 | 溺 | 高 | 衣 | 柴 | 刊 |
| (驛) 家 | 野 | 羅 | 橋 | ìí | 城 | 棰 | 前 | Ш | 本 |
| 3 | ±1 | 邢#: | , liei | <i></i> | 77% | llul | נינו | *** | 4 |
| | | 新 | 駒 | | 溺 | 高 | 衣 | 柴 | 高山 |
| | | 羅 | 橋 | | 城 | 橋 | 前 | IH | 寺 本 |
| • • | 小 | 新 | | 餘 | 溺 | Ä | 衣 | 柴 | 大東 |
| (驛) 家 | 野 | 羅 | | | 城 | 橋 | 前 | Ш | 大東急文庫本 |
| | | | | | | | | | 4 |

註

- 1 鬼頭清明 「都市の概念と国府」『国立歴史民俗博物館研究報告』第二十集、
- 2 報告』第二十集、一九八九年。 国立歴史民俗博物館「シンポジウム「古代の国府」」『国立歴史民俗博物館研究
- 3 ぞれの引用箇所に出典を明記していないことをお断りしておきたい。 賀城」(高野芳宏・菅原弘樹氏執筆)から全面的に引用させていただいた。それ 宮城県多賀城跡調査研究所・宮城県教育委員会・多賀城市埋蔵文化財調査センタ ーから刊行された報告書および『多賀城市史』第一巻に収められた「古代都市多 本稿の第二章の多賀城前面地区にかかわる発掘調査成果のまとめについては、
- 仙台市教育委員会『郡山遺跡Ⅰ』 一九八一年~『郡山遺跡™』 一九九七年
- (5) 宮城県多賀城跡調査研究所『名生館遺跡Ⅳ』 一九八○年など。 古川市教育委員会『名生館遺跡™』一九八七年など。
- 6 であるが、イノシシ、イルカ、ウマなどの骨も少なくない。 られた資料はト骨百十六点である。ト骨では鹿の肩胛骨が多数を占めるのは事実 鹿卜は骨卜、骨卜に使用した獣骨を卜骨と呼んでいる。ちなみに現在までに知

代った」という通説は完全に否定されるに至った。 のみならず、いわゆる「わが国では古くは鹿卜であったが、のちに亀卜がとって 卜甲は古墳時代後期、飛鳥・奈良時代までの遺物が発見されているのである。 そうなると骨トも甲トも、従来考えられていた時代よりはるかに古くまで遡る 最近では各地で急速に発見例が増え、ト骨は弥生時代から奈良・平安時代まで、

強い関連性が窺われるであろう。 の例、奈良時代初頭と思われる神奈川県の鉞切遺跡の例と年代順に比べてみると、 古墳時代後期の、神奈川県三浦市の間口遺跡や長崎県壱岐の串山ミルメ浦遺跡

- (7) 宮城県多賀城跡調査研究所『宮城県多賀城跡調査研究所年報一九八五 多賀城
- (8) この木簡については、拙稿「多賀城市山王遺跡出土の木簡について」(『山王遺 跡―第九次発掘調査報告書』一九九一年)に詳しく述べているので参照してほし
- 9 多賀城市教育委員会『館前遺跡―昭和五四年度発掘調査報告―』一九八〇年。
- 吉野 武「宮城・山王遺跡」『木簡研究』第一六号 一九九四年
- 史学と考古学』真陽社 一九八八年。 館野和己「相模国調邸と東大寺領東市庄」『高井悌三郎先生喜寿記念論集 歴
- し、この場所に宇多郡と関係をもつ施設があったことが推定されている。 多賀前地区では、「宇多」「宇」など宇多郡とみられる墨書土器が集中して出土

- 賀城·松島』平凡社 斉藤利男「多賀国府の都市プラン」『よみがえる中世〔7〕みちのくの都 一九九二年 多
- 14 宫城県多賀城跡調査研究所『宮城県多賀城跡調査研究所年報一九八〇 多賀城
- 館『国立歴史民俗博物館研究報告』第七集)一九八五年。 律令的祭祀の概要については、金子裕之「平城京と祭場」(国立歴史民俗博物
- 栃木県教育委員会『下野国府跡Ⅳ—昭和五六年度発掘調査概報』一九八二年。

(17) チマタで行われる呪術的な祭祀に夕占がある。夕占とは、夕暮、チマタに立ち

道行く人の言葉によって、吉凶を占う方法である(和田萃「夕占と道饗祭―チマ

 $\widehat{\underline{16}}$

<u>15</u>

タにおけるマツリと祭祀―」『季刊日本学』第二巻第二号、一九八四年)。 多賀城市埋蔵文化財調査センター『多賀城市埋蔵文化財調査報告書第一七集

18

- 柏木遺跡Ⅰ』、同『柏木遺跡Ⅱ』一九八九年。
- $\widehat{19}$ 斉藤利男註(13)に同じ。
- 『中世奥羽の世界』東京大学出版会)一九七八年。 「高用名」に関する見解は、大石直正「中世の黎明」(小林清治・大石直正編
- $\widehat{21}$ 印の謎」『よみがえる中世〔7〕みちのくの都 多賀城・松島』平凡社 一九九 そのような広がりの中に位置づけて考えるべきであるという(大石直正「国印厨 式内社の一つにも取り立てられていたのではなかろうか。「国府厨印」の存在も、 とする海民(蝦夷)の活動の拠りどころであり、それ故に、塩竈の神に先立って 浜の大根暗礁が昆布の南限とされているが、昆布は、古代の陸奥国例貢の贄の一 賀城の管轄する生産体系の中にきちんと位置づけられているといえよう。 ている。本論に引きつけて考えるならば、製塩・製鉄などに加えて海産物も、 つにあげられ、蝦夷の貢納品としても知られている。鼻節の神は、北の海を舞台 とを示し、その出納に際して用いられていたものではないかとされている。花淵 の地が多賀国府の御厨にあたり、昆布・鮑などの海産物を国府に供給していたこ 銅印が明治初年の社殿修復の際に発見され、伝世されている。この印は、花淵浜 神社がある。その神社に「国府厨印」(方一寸三分〈約四センチ〉)という印文の 一年)。大石氏は偽作説もある「国府厨印」についてこのように積極的に評価し 塩竈・松島湾の湾口にあたる宮城郡七ヶ浜町花淵浜の先端に、延喜式内社鼻節
- (『貿易陶磁研究』№13)一九九三年。 狭川真一「墳墓にみる供献形態の変遷とその背景―北部九州を中心として―」
- 井上満郎「国府と都市規制」(『古代文化』第三九巻第一〇号)一九八七年。
- 路は南北大路に直交している。これは道路建設以前に政庁中軸線や南の水田と一 致する方向が存在し、それに規制されたためとされている。 Ⅱ期に出現した北2―3間道路とⅢ期の北2・南2の東西小路・南1―2間道
- 多賀城市埋蔵文化財調査センター『新田遺跡(第4・11次調査)』一九九〇年。

本山道の大郡である磐城郡・白川郡はいうまでもなく、陸奥国の南部の海道宮城郡の郷名のうち、磐城・白川郡はいうまでもなく、陸奥国の南部の海道宮城郡の郷名のうち、磐城・白川郡はいうまでもなく、陸奥国の南部の海道の古城市である。 古川(河)郷の置かれた三郡は、実は陸奥国内でも最も重要な箇所である。 すなわち、陸奥国府の所在郡としての宮城郡、鎮守府の所在郡である胆沢郡、などと表現される黒川郡の三郡である。 陸奥国の本来の入口にあたる白河郡郡、そして陸奥国北部への入口にあたり、「黒川郡以北十一郡」「黒川郡以北奥郡、などと表現される黒川郡の三郡である。 陸奥国の本来の入口にあたる白河郡郡、などと表現される黒川郡の三郡である。 と と 東国の本部の 海道の大郡である磐城郡・白川郡はいうまでもなく、 陸奥国の南部の海道宮城郡の郷名のうち、磐城・白川両郷はいうまでもなく、 陸奥国の南部の海道宮城郡の郷名のうち、磐城・白川両郷はいうまでもなく、 陸奥国の南部の海道宮城郡の郷名のうち、磐城・白川両郷はいうまでもなく、 陸奥国の南部の海道

 $\widehat{26}$

- 大石直正註(20)に同じ。
- いるので参照してほしい。の城柵について」(『日本史研究』二三六号、一九八二年四月)で詳しく論述して(28) 城柵の造営・修理に主体が何かという点に関しては、拙稿「古代における東北(28)
- 担夫。役,,立柵之事。還示向本国。此事由趣。上奏先畢。(後略)之言。巖,,无,,甲胄。不,,能,,輙進。交雑,,諸国之軍。令,增,兵衆之勢。其中国下兵之卒。縁,,无,,甲胄。不,,能,,輙進。交雑,,諸国之軍。令,增,兵衆之勢。其中国下兵之至。緣,,无,,甲胄。不,能,,輙進。交雜,,諸国之軍。令,增,兵衆之勢。其中国下兵之言。巖,,諸国当土之軍。為,,上兵,者一千人。分,配官人。(守略)臣等用,,古老(约)『三代実録』元慶三年(八七九)三月二日条。
- ---|『史叢』第五四·五五合併号 | 一九九五年一二月。 (3) 中村順昭「郡家の所在と郷の編成—『和名類聚抄』にみえる郡家郷をめぐって
- 拙著『漆紙文書の研究』吉川弘文館 一九八九年。

33

32

位置づけがなされていると指摘しているのも参考となろう。の文化』学生社 一九九七年)によれば、宮都所在の郡が宮都に供奉する特殊なの文化』学生社 一九九七年)によれば、宮都所在の郡が宮都に供奉する特殊な

(国立歴史民俗博物館歴史研究部)

Report on Provincial City of Ancient Japan: On the *Taga-jō* Site and its Surroundings

HIRAKAWA, Minami

A symposium on "Ancient Provincial Centers" was held at The National Museum of Japanese History in 1987. In that symposium there was a tendency to deny the so called "establishment of provincial centers" which involved urban functions and the spread of regions. Since then throughout Japan the site of provincial centers have been excavated and investigated, with important results. Among them a noticeable matter is the revelation of the grid divisions which were the basis of the urban planning of the Taga·jō 多賀城 site which was the location of the Mutsu 陸奥 Provincial Center and which was subjected to a lange scale investigation. Furthermore, through that excavation many discoveries were made concerning the local structure of the grid divisions which were the city, the planned distribution of buildings in local areas, the various links of the transportation system, the ritual space of the city, and the concentration of production. However while considering the symposium INOUE, Mitsuo has indicated the following problem. In order to establish the provincial center as a city, it is necessary to confirm boundaries and various urban regulations. However there were no geographic divisions separate from the administrative divisions called "Gun" 郡, so there would be no way for urban regulations to exist in reference to the provincial center. An outline of the results of an examination of the conditions for urban regulation in provincial centers is as follows. Directional regulations extended to the avenues, streets, buildings and drains in the districts in front of Taga-jō. Also to provincial center area, $Taga \cdot j\bar{o}$ is succeeded to special administrative city.

Furthermore unearthed materials with written characters attest to the fact that the Go 郷 in which the provincial office was located differed from other Go. It is also suggested that the Gun in which the provincial center is different from other Gun. Judging from the above, $Taga \cdot j\bar{o}$ could regarded as ancient provincial city. So far as other regions, much still remains to be done. So it is hard to say conditions of $Taga \cdot j\bar{o}$ are true of provincial center of other regions. It needs further investigation.